

第 48 回環境審議会が出された提案

意見	対応
1 計画の基本的事項（素案該当ページ：P 12）	
<p>地下水に関する箇所、塩水化の問題に触れなくてもいいのか。</p>	<p>地下水については、塩分濃度の環境基準が設定されておりませんので、地下水の塩水化は環境基本計画の対象外としております。</p> <p>しかしながら、水道原水の監視を行うため、市が保有する井戸については、塩分濃度を調査し注視しております。</p>
2 めざす環境像と計画の基本理念について（素案該当ページ：P 16）	
<p>「利便性、快適性」を捨てて、これからはどういうものを求めるのか。その記述がない。</p>	<p>「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する社会をめざし、ライフスタイルを転換する。そのような記述に修正する。</p>
3 各主体の役割について（素案該当ページ：P 31～32）	
<p>(1) 「指針」と「方針」、表現が混在している。</p> <p>この環境行動指針は、どの立場からの表現したものなのか。事業者や行政が自らの立場から表現したものなら、もっと能動的な表現にすべき。</p> <p>また、この章の構成がわかりにくい。</p>	<p>「指針」に統一する。</p> <p>環境行動指針は、行政の立場から表現したもの。この章のタイトルを「環境行動指針」から「各主体の役割」と変更し、全体的に文章を整理する。</p> <p>また、この章と「計画の推進」の章を入れ替える。</p>
<p>(2) 「外来種を飼育・栽培する際は、適正に管理する」とあるが、外来種は飼育・栽培してもいいのか。</p>	<p>外来生物については、関係法令を遵守するとともに、地域の生態系や自然環境に悪影響を与えたり、その恐れがある場合は適正に管理しなければならない。</p> <p>「関係法令を遵守し、適正に管理する。」と修正した。</p>